



取引条件改善等に向けた取組の 進捗状況について

平成29年3月
中小企業庁

1. 自主行動計画に関する動き（再掲：前回会議配付資料）

- 自動車産業をはじめとして、**7業種12団体**が応諾し、年度内には計画を策定予定。

自主行動計画を策定する業種及び団体名

業種	団体名
自動車	日本自動車工業会（12/22大筋とりまとめ・公表） 日本自動車部品工業会（12/28大筋とりまとめ・概要公表）
素形材	素形材センター（1/16 大筋とりまとめ・骨子公表）
建設機械	日本建設機械工業会
電機・情報通信機器	電子情報技術産業協会（JEITA）（1/10 大筋とりまとめ・公表） 情報通信ネットワーク産業協会（CIAJ）（1/13 大筋とりまとめ・公表） ビジネス機械・情報システム産業協会（JBMIA）（1/11 大筋とりまとめ・公表） 日本電機工業会（JEMA）（1/13 大筋とりまとめ・公表）
繊維 （2団体連名で策定予定）	日本繊維産業連盟 繊維産業流通構造改革推進協議会 （1/18 大筋とりまとめ・公表）
トラック運送業	全日本トラック協会
建設業	日本建設業連合会

2. 繊維 自主行動計画のポイント

- 3月1日、日本繊維産業連盟（繊維関係団体26団体（会員企業延べ約2,100社）等で構成）と繊維産業流通構造改革推進協議会（会員企業約100社）は共同で「**繊維産業の適正取引の推進と生産性・付加価値向上に向けた自主行動計画**」を正式決定し、公表。

<合理的な価格決定>

- 両団体は、合理的な価格決定のための取組を進めるため、協議会が定めるTAプロジェクト取引ガイドラインについて、必要な改正を行うとともに、関係各社向けの説明会を開催する。
- **「歩引き」（下請代金の減額）の廃止**に向けて、両団体に所属する法人会員及び団体に属する会員企業は**販売先及び仕入先と協議し取引適正化を行う**。

<コスト負担の適正化>

- **引取期日を過ぎた在庫保管等に対する適正なコスト負担**について、協議して取り決める。
- **自己都合による理由なき返品、製造委託した商品の受領拒否**など一方的に仕入先に対してコスト負担を強いることがないよう、徹底する。

<支払条件の改善>

- できる限り現金払いとすべく改善する。
- 支払方法については、手形により代金を支払う際、その現金化にかかる割引料等のコスト負担を勘案して、取引先と十分協議して決定する。手形サイトは、60日を目標として短縮化に努める。

※また、中小企業庁／経済産業省が定めるフォローアップ指針を踏まえ、自主行動計画を定期的にフォローアップすることにより、実施状況を評価し、PDCAサイクルにより取引の改善に繋げる。

（出所）日本繊維産業連盟発表資料「繊維産業の適正取引の推進と生産性・付加価値向上に向けた自主行動計画」（平成29年3月1日）を基に中小企業庁にて作成。

3. 電機・情報通信機器 自主行動計画のポイント

- 3月9日、電子情報技術産業協会（会長:東原敏昭(株)日立製作所社長、会員企業数263社）は「**適正取引の推進とパートナーとの価値協創に向けた自主行動計画**」をとりまとめ、公表。

<合理的な価格決定>

- 下請代金の決定にあたって、原価低減目標の数値のみの提示での要請、原価低減要請に応じることを発注継続とすること、口頭で削減幅を示唆することなどは行わないことを徹底する。
- **材料費、光熱費用、為替の価格変動及び最低賃金の引き上げを反映した適切な労務費用・配送費用とする。**
- 協議の経過及び決定の考え方について明確なエビデンスを作成保存し、価格決定の正当性を保障する。
- 補給品について、注文回ごとに、材料費、光熱費用、為替の変動及び適切な労務費用・配送費用を考慮して協議する。

<下請代金支払いの適正化>

- できる限り現金払いとすべく現金化比率を改善する。
- 手形等により下請代金を支払う際、その現金化にかかる割引料等のコストについて、下請事業者の負担とすることがないように、割引料等を勘案して下請代金の額を十分協議して決定する。手形サイトは、将来的に60日を目標として改善に努める。

<金型の管理の適正化>

- 「量産終了の時期」の考え方を示す。量産終了後における金型寄託の法的根拠を明らかにする。
- 別途の有償の寄託契約を締結や、下請事業者と十分に協議などにより、量産終了後における保管期間及び保管費用、保守費用を明らかにして、**金型の保管に必要な費用は親事業者が負担する。**

※また、中小企業庁／経済産業省が定めるフォローアップ指針を踏まえ、自主行動計画を毎年フォローアップすることにより、実施状況を評価し、PDCAサイクルにより取引の改善に繋げる。

（出所）電子情報技術産業協会発表資料「適正取引の推進とパートナーとの価値協創に向けた自主行動計画」（平成29年3月9日）を基に中小企業庁にて作成。

4. スケジュール

- 自主行動計画及び昨年12月の基準改正等を踏まえた今後のスケジュールは以下のとおり。

平成29年	
1月～ 3月中旬	12月の基準改正を踏まえ、業種別下請ガイドラインを改訂。（研究会やヒアリング結果等を踏まえて改訂し、1月から順次公表。）
1月～	下請Gメン ヒアリング開始（4月から全国で本格運用開始）
1月～	下請法 講習会（年度内追加で100回開催予定。29年度は全国で500回開催予定。）
3月1日	【繊維】自主行動計画 正式決定
3月7日	【素形材】自主行動計画 検討委員会において決定（3月10日以降、順次各団体の理事会において承認予定）
3月9日	【電機・情報通信機器】電子情報技術産業協会 自主行動計画 正式決定（他の団体においても順次、正式決定予定）
3月16日	【自動車】自主行動計画 正式決定予定
3月22日	【建設機械】自主行動計画 正式決定予定
4月以降	自主行動計画のフォローアップ指針 策定予定

【参考】中小企業庁における周知状況（平成29年3月13日時点）

- 1月から年度内に計26回、のべ3,400人への説明を実施。（実施予定のものを含む）
今後も引き続き、様々な機会を捉えて周知・浸透を図る。

		主催団体等	対象	実施済	今後
①	自動車ガイドラインセミナー	自工会、部 工会	自工会、部工会会 員企業及び取引先 企業	6回、 約1,200人	3回、 約240人
②	自主行動計画説明会	部工会	部工会会員 企業	4回、 約360人	—
③	取引条件改善に関する シンポジウム	中小企業庁	主に親事業 者	1回、 約700人	—
④	経済団体における説明 等	商工会議所 等	商工会議所 会員	9回、 約320人	—
⑤	労働組合における説明 等	各労働組合	労働組合員	3回、 約630人	—